（地域防災推進課の所掌事務）

第百一条　地域防災推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　災害の防止のための予報及び警報を用いた地方公共団体その他の関係者が行う防災活動の推進に関すること。

二　気象情報の地域における利用に関すること。

（削る）

（削る）

三～六　（略）

（予報課の所掌事務）

第百二条　予報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の予報及び警報に関すること（気候変動・海洋情報調整官及び地域防災推進課の所掌に属するものを除く。）。

二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の実施に関すること。

三・四　（略）

2・3　（略）

（観測整備課の所掌事務）

第百三条　観測整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（気候変動・海洋情報調整官及び予報課の所掌に属するものを除く。）。

二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること（気候変動・海洋情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

三　気象測器その他の測器に関すること（総務部及び地震火山課の所掌に属するものを除く。）。

（地震火山課の所掌事務）

第百四条　地震火山課は、次に掲げる事務（札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台にあっては、地域火山監視・警報センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　地震動、火山現象及び津波の予報及び警報に関すること（札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台にあっては、火山防災情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　地震及び火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること（札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台にあっては、火山防災情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

第百六条　削除

（防災調査課の所掌事務）

第百一条　防災調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一　災害の防止に係る気象情報の地域における利用に関すること。

二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（観測課（東京管区気象台にあっては、技術課）及び地球環境・海洋課の所掌に属するものを除く。）。

三　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること（地球環境・海洋課の所掌に属するものを除く。）。

四～七　（略）

（予報課の所掌事務）

第百二条　予報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の予報及び警報に関すること（防災調査課及び地球環境・海洋課の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

二・三　（略）

2・3　（略）

（観測課の所掌事務）

第百三条　観測課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象（海上気象を除く。）、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の実施並びにその成果の収集及び発表の実施に関すること。

（新設）

二　気象測器その他の測器に関すること（総務部並びに地震火山課及び地球環境・海洋課の所掌に属するものを除く。）。

（地震火山課の所掌事務）

第百四条　地震火山課は、次に掲げる事務（地域火山監視・警報センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　地震動、火山現象及び津波の予報及び警報に関すること。

二　（略）

三　地震及び火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること。

四　（略）

（地球環境・海洋課の所掌事務）

第百六条　地球環境・海洋課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気候の予報に関すること。

二　前号に掲げる事務に関し必要な地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報に関すること。